

令和6年度 社会福祉法人岐協福祉会 事業計画

基本方針

少子高齢社会の一層の進展や人口の減少化に伴い、地域では様々な生活課題が深刻化しています。特に「団塊の世代」が75歳以上となる来年の2025年には、3人に1人が高齢者となる超高齢社会を目前に控え、さらに2035年には、団塊ジュニア世代が65歳以上に差しかかることに伴い、「超少子高齢社会」を迎えることが予想されています。

このような状況において、「人生100年時代」が示す超高齢社会が誰にとっても明るく幸せで生きがいをもって暮らし続けられる地域社会の実現が望まれています。

こうしたことから、社会福祉法人である本法人といたしましては、質の高い介護・福祉サービスを永続的に維持していく使命を果たしていかなければならないと考え、次の3つの重点事業を掲げ、地域に信頼される総合福祉施設をめざします。

第1に、それぞれの介護サービス事業において、入所率・利用率を高めるとともに、介護技術の向上、職員教育の充実、職員体制の拡充について取り組み、信頼されるサービス提供に努めます。

第2に、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症については、引き続き基本的な感染予防対策の徹底を図り、入所者・利用者が安心して介護サービスを利用することができるよう努めます。

第3に、職員の人材育成・健康管理が重要であることから、職員が安心して希望をもって働くことができる職場環境づくりと処遇改善を図り、離職防止に繋げるとともに、研修等を通じて優秀な人材の育成に努めます。

こうした重点事業を積極的に取り組み、岐協福祉会の理念に基づき、地域行事への参加・協力をいり地域に貢献するとともに、各種事業に対し柔軟に対応できる自律した経営と質の高いサービスが提供できるよう役職員が一丸となって推進します。

【1】法人本部事業

1 重点目標

- (1) 地域社会への貢献（総合福祉の拠点としての機能の充実）のため、地域行事への参加・協力をいり、地域に貢献します。
- (2) 人権尊重を大切にした生活の場（心豊かな生活ができるように環境を整える）研修・育成体制を確立し、職員の資質向上をめざし、利用者・家族・関係団体との信頼向上に努めます。
- (3) 「愛情と理解」をもって、満足されるサービスを提供（入苑者、利用者、家族ボランティア、地域住民への提供）します。

2 理事会・監事会・評議員会等の開催

経営組織のガバナンス強化を図るため、次のとおり会議を開催します。

- (1) 理事会 本法人のすべての業務執行の決定機関として、4ヶ月を超える間隔で年2回以上の開催
- (2) 監事会 理事の職務執行状況及び計算書類等の監査のため監事会を年1回以上の開催
- (3) 評議員会 法人運営に係る重要事項の議決機関として、定時評議員会を年1回開催、その他必要に応じて開催
- (4) 評議員選任・解任委員会 必要に応じて開催

3 介護保険事業の安定経営、経営基盤の充実

法人及び介護保険事業等4拠点12事業の安定経営を維持するため、経営基盤の充実に努めます。

- (1) 介護報酬体制加算の拡充を図るため職員体制の充実
- (2) 介護職員等処遇改善加算を活用した職員への処遇・職場環境等の充実
- (3) 事業内容の適正化と事業所間の連携を目的とした管理職会議・事業責任者会議の開催
- (4) 各拠点の委員で構成する広報委員会、安全衛生委員会の開催
- (5) 建物の老朽化に伴う必要な改修工事、設備の保守点検、維持管理
- (6) 必要に応じ介護記録ソフトの導入など業務の効率化

4 地域福祉の機能強化、交流事業の推進

岐阜市地域包括支援センター東部と協働し、引き続き様々な事業を通じて地域との信頼関係深め、地域福祉の中核としての役割をより一層担っていきます。

- (1) 地域交流室の地域住民への解放
- (2) 自治会等との連携を図る行事、事業への参加や協力
- (3) 地域住民と交流できる行事の開催

5 非常災害対策

地震、土砂災害や河川氾濫に備え、利用者の安全確保や職員への防災教育の徹底を図り、地域の「福祉避難所」としての機能を果たすことができるよう環境を整えていきます。

- (1) 地域住民の協力が得られるような災害避難訓練の実施
- (2) 地域で実施される防災訓練への参加、協力
- (3) 備蓄食、衛生用品の確保、充実

6 職員の人材育成、健康管理

利用者の尊厳を守り、生活の質の向上を目指すことを目的に、職員研修を法人全体で実施して専門職としての技術と知識を持てるような職員を育成します。

また、健康の保持増進を図るとともに疾病の早期発見及びメンタルヘルスの向上に努めるため、産業医等と連携し以下の対応を実施します。

- (1) 研修
 - 〈苑内研修〉 ・月 1 回
 - 〈苑外研修〉 ・随時
 - 〈新人研修〉 ・採用年度始めまたは入職時に実施
- (2) 健康管理
 - 〈定期健康診断〉 ・夜間勤務を担当する職員 年 2 回（6 月・2 月）
 - ・その他の職員（パート・Sパート含む） 年 1 回（6 月）
 - 〈ストレスチェック〉 ・職員、社会保険に加入するパート職員 年 1 回
 - 〈定期検便〉 ・栄養士 毎月

【2】特別養護老人ホーム大洞岐協苑事業

地域に信頼される施設として、利用者・家族の意向を尊重したサービスの提供に努め、心身ともに健やかに自立した日常生活を送ることができるよう援助します。また、利用者の人権を尊重し、生き甲斐を持って生活できるように個別ニーズの把握に努め、「愛情と理解」をもって支援を行います。

1 重点目標

- (1) 安定した人材確保に努め、介護力向上のための勉強会を開催することで専門知識や技術の向上を図り、利用者の QOL の維持・向上に繋がります。
- (2) 災害(地震・火災・感染症を含む)に強い施設運営を目指し、利用者の安全を守ることができるよう、危機管理対策に取り組みます。
- (3) スムーズな入退所管理や入院者数を減らし、利用率 85%を目指します。

2 施設サービス計画

- ・利用者・家族の意向を尊重し、ニーズに合わせた計画の作成
- ・健康状態や身体状況の変化、看取り期に対するカンファレンスの迅速化
- ・利用者の主体性を尊重した意思決定支援

3 介護サービス

- ・利用者の心身の状況に応じた適切なケアにより重度化や看取り介護に対応
- ・1週間に2回以上の入浴または部分浴や清拭の実施
- ・身体状況に合わせた排泄支援と、自立に向けた排泄方法の検討
- ・日常生活動作の介助
- ・室内環境及び身の回りの整理整頓や衛生管理

4 機能訓練

- ・健康状態及び運動能力を把握し、機能及び健康の維持増進
- ・多職種連携による個別機能訓練計画の作成と実施

5 食事サービス

- ・季節の食材を使った色彩豊かな献立と栄養バランスの良い食事

- ・アレルギーや身体状況に配慮し、安全に摂取できる食事形態での提供
- ・多職種連携による栄養ケア計画の作成と食器具・食事介助方法などの検討
- ・医師の発行する食事箋に基づいた療養食の提供
- ・郷土料理や世界の料理などバラエティに富んだ献立
- ・週1回の選択メニューや食事イベントの実施
- ・厨房内の衛生管理、感染症対策の徹底により、安心安全で楽しめる食事の提供

6 看護サービス

- ・既往歴や現疾病を把握し多職種との連携を密に健康管理の徹底
- ・病気や感染症の予防と早期対応、必要な医療処置や看取り介護の実施
- ・服薬中の薬剤の管理
- ・協力医療機関との連携

〈嘱託医の診察〉 内科 週2回（火・金曜日）、精神科 月1回

〈歯科医の診察〉 週1回（水曜日） 月4回

〈健康診断〉 年1回

〈体重測定〉 毎月

〈予防接種〉 コロナウイルス、インフルエンザ

7 看取り介護の実施

- ・希望に応じ、丁寧な説明を行い利用者・家族・主治医の同意を得て実施
- ・指針に基づいた環境整備と多職種連携

8 会議等

〈月1回開催〉 特養会議、介護職員会議、給食委員会、介護力向上委員会、虐待防止・事故・身体拘束・感染症委員会、入所検討委員会、行事委員会

〈月2回開催〉 介護力向上勉強会

〈年3回開催〉 利用者懇談会

〈年2回開催〉 安全対策会議

〈年1回開催〉 防災委員会、家族会議

9 介護相談員の受け入れ

利用者と施設の橋渡しを目的とし実施する岐阜市介護相談員派遣事業の受け入れをしていきます。

10 岐阜市高齢者等緊急一時保護事業（平成30年度から受託した岐阜市の受託事業）

夜間や休日に警察等で保護された高齢者等を一時的に保護し、心身の安全を確保する目的にて実施する事業の受託

【3】大洞岐協苑短期入所生活介護事業（ショートステイ）

施設において日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持・向上ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとし、利用者の

在宅生活及び特養入所までの安全な生活が維持できるように支援します。地域の期待やニーズに応えるために、利用者及び家族が安心して利用できるサービスを提供します。

1 重点目標

- (1) 地域の居宅介護支援事業所や近隣の医療機関のみならず、幅広い地域の居宅支援事業所等へ継続的な空所情報を行い、安定した利用者を確保することで利用率80%を目指します。
- (2) 自宅等から感染症の持ち込みリスクが高い事業であることから、慎重な入退所管理と体調管理を行い感染症予防に努めます。
- (3) 利用者及び家族の生活に対する意向を尊重し、住み慣れた地域で在宅生活を継続できるような支援や、在宅生活が不安な方の長期利用の受入れまたは緊急利用への対応など、多種多様な個々のニーズに合わせた生活支援を行います。

2 介護サービス

- ・個別の居宅サービス計画に基づき心身の状況に応じて提供

3 機能訓練

- ・在宅生活を継続するための介護計画に沿った機能訓練の実施

4 食事サービス

- ・季節の食材を使った色彩豊かな献立と栄養バランスの良い食事
- ・アレルギーや身体状況に配慮し、安全に摂取できる食事形態での提供
- ・多職種連携による栄養ケア計画の作成と食器具・食事介助方法などの検討
- ・医師の発行する食事箋に基づいた療養食の提供
- ・郷土料理や世界の料理などバラエティに富んだ献立
- ・週1回の選択メニューや食事イベントの実施
- ・厨房内の衛生管理、感染症対策の徹底により、安心安全で楽しめる食事の提供

5 健康管理

- ・疾病の予防、異常の早期発見と日常の健康管理
- ・必要に応じ、主治医または嘱託医ならびに家族・ケアマネジャー等との連携
- ・利用者の病状の急変が生じた場合における主治医又は協力医療機関との連携

6 会議等

- ・併設の特別養護老人ホームと一体的に会議及び委員会活動を実施

【4】老人デイサービスセンター大洞岐協苑事業（通所介護）

通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するとともに、利用者の立場に立った介護サービスを提供し、利用者の在宅生活を支援する事を目的とします。また、多様なサービス体制にて多くの方々が利用できる環境を整えます。

1 重点目標

- (1) 新規利用者獲得のため、リハビリ・余暇活動等の充実を図るとともに、居宅支援事業所へ当デイサービスの強み・魅力を発信し、登録者80名、利用率80%を目指します。
- (2) 生活意欲・身体機能を高めるサービスを提供するため、職員個々の介護力・対応力・応用力向上に努めます。

2 通所介護事業（介護保険事業）

- ・居宅サービス計画に沿って、機能訓練等の目標、サービスの具体的な内容をもりこんだ通所介護計画を作成
- ・利用者の健康状態及び体調を確認し、入浴、食事、余暇活動、機能訓練など適切な介護サービスの提供
- ・安全な送迎体制の確立

3 介護予防・日常生活支援総合事業 通所介護相当サービス事業（岐阜市総合事業）

- ・介護予防サービス・支援計画に沿った個別援助計画を作成し、適切なサービスを通所介護事業と同等の内容で提供

4 基準緩和型デイサービス事業

- ・2時間を基準として通所介護相当サービス事業と同程度の支援を実施

5 会議等

事業運営の適正及び職員間の連携を図るため次の会議等を必要時に開催。

〈月1回開催〉 デイサービス会議、ドライバーズ会議、給食委員会、安全衛生委員会

〈年4回開催〉 虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会

【5】大洞岐協苑訪問介護事業

要介護状態等となった高齢者等が、自立した日常生活を営むことができるよう身体介護や生活援助などその他の生活全般にわたる援助を行います。利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者の立場に立った介護サービスを提供します。

1 重点目標

- (1) 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連携を強化し、訪問の変更・追加に柔軟に対応し新規利用者の増加に努めます。
- (2) ヘルパー技術向上のため定期的に研修を実施し、より質の高いサービスを提供します。
- (3) 基準緩和型訪問介護サービスの利用者の開拓、活動時間の増加に努め利用者88名を目指します。

2 訪問介護事業（介護保険事業）

- ・居宅サービス計画に沿って利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を

踏まえ、サービスの具体的な内容をもりこんだ個別援助計画を作成

- ・個別援助計画に沿った適切な身体介護及び生活援助の提供

3 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護相当サービス事業（岐阜市総合事業）

- ・介護予防サービス・支援計画に沿った個別援助計画を作成し、適切なサービスを訪問介護事業と同等の内容で提供

4 基準緩和型訪問介護サービス事業

- ・生活援助のみを提供する訪問介護相当サービス事業と同程度の支援を実施

5 有償サービス

- ・介護保険サービスでは対応ができない要望については有償サービスにて対応

6 会議等

- ・事業運営の適正及び職員間の連携を図るため、ヘルパー会議を月に1回開催
- ・高齢者の人権養護、虐待の発生又は再発防止のため虐待防止委員会を年4回開催。
- ・身体拘束の適正化のための対策を検討するため、身体拘束適正化委員会を年4回開催。

7 研修

- ・全てのヘルパーを対象に、介護技術やサービスの向上を目指す研修会を企画し、高齢者介護の知識とスキルを持った人材を育成します。
- ・サービス提供責任者への研修を実施し、専門性と指導力の向上を図ります。

【6】グループホーム大洞岐協苑事業（認知症対応型共同生活介護）

認知症対応型共同生活介護は、要介護又は要支援2以上の要介護認定を受けた者であって、認知症の状態にある者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援を行います。

1 重点目標

- (1) 植物を育てたり、調理・配膳への参加など、日々の役割や楽しみを増やし、共同生活を支援します。
- (2) お茶会やカラオケの開催を再開し、行事を充実します。
- (3) 地域サロンへの参加や買い物など、外出機会を増やします。

2 介護計画の作成とサービスの提供

- ・入居者の心身の状況、希望及び生活環境を踏まえた介護計画の作成
- ・入居者の意思及び人格を尊重したサービスの提供
- ・事故防止対策の徹底と身体的拘束の適正化

3 医療との連携

- ・入居者の既往歴や現疾病を十分に把握し体調の変化に留意する

- ・主治医との連携により、健康管理の徹底及び必要な医療処置や病気の予防
- ・入居者の病状の急変が生じた場合等における協力医療機関との連携
- ・入院後、退院が可能となった場合の再入居時についての連携

4 家族とのかかわり

- ・月1回、入居者の心身及び生活状況を報告
- ・行事や家族会等での交流

5 地域との交流

- ・地域に求められる事業運営のため定期的に運営推進会議を開催
- ・地域に開かれた施設を目指し認知症ケアへの理解
- ・感染症予防対策や災害時の連携に備えた相互の情報交換
- ・地域サロンや買い物への参加

6 外部評価

- ・1年に1回の外部評価を実施し、グループホームの現状を多角的に分析
- ・結果については運営推進会議にて報告

7 会議等

〈月1回開催〉 ケア・グループ合同会議

〈年4回開催〉 事故防止検討委員会、身体拘束適正化委員会、虐待防止委員会、
感染症予防委員会

〈年1回開催〉 防災委員会（併設ケアハウスと共に行います）

【7】在宅介護支援センター大洞岐協苑事業（居宅介護支援）

指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するとともに、利用者のニーズを取り込んだ居宅サービス計画を作成し、適切に介護サービスが提供されるよう調整を図ります。

また、必要な知識を習得してケアマネジメントの質の向上に取り組み、親切丁寧な相談支援に努めます。

1 重点目標

- (1) 地域共生社会に向けて、多種多様なニーズに対応できるよう地域包括支援センターをはじめとする多職種との連携・協働を行います。特にターミナル期を自宅で過ごされる方が増えたため、病院や訪問看護等との連携を密にし、利用率前年比118%をめざします。
- (2) 常に利用者の自立支援を考え、公正中立立場に立った質の高いケアマネジメントを提供できるように自己研鑽し、各々が支援者としてのスキルアップに努めます。
- (3) 事業所内での情報共有を行い、利用者のニーズに迅速に対応できるようチーム力を高めていきます。

2 居宅介護支援事業

- ・利用者及びその家族の希望を踏まえた居宅サービス計画を作成
- ・サービスの実施状況を把握、必要に応じてプランを変更し事業所等へ連絡調整

3 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業（地域包括支援センターからの受託事業及び指定介護予防支援事業）

- ・地域包括支援センターと連携し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの拡充
- ・自立支援と共に、状態の変化にも継続的に対応出来るよう指定介護予防支援の提供

4 介護認定調査（岐阜市及びその他の市町村からの受託事業）

- ・介護保険の更新認定に必要な訪問調査を受託

5 介護支援専門員実務研修実習生の受け入れ

- ・介護支援専門員実務研修にかかる実習生の受け入れを実施

6 地域とのかかわり

- ・地域で開催される連携会議等に積極的に参加
- ・地域課題の解決に向け地域福祉の向上
- ・認知症予防及び啓発活動

7 会議等

- ・利用者の情報や留意事項などの伝達を目的とした会議を週1回以上開催
- ・高齢者の人権養護、虐待の発生又は再発防止のため虐待防止委員会を年4回開催
- ・身体拘束の適正化のための対策を検討するため、身体拘束適正化委員会を年4回開催

【8】ケアハウス大洞岐協苑事業

軽費老人ホームケアハウスは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められ、家族と同居できない者及び自炊等が困難で不安のある者に対し、安心して生活を送ることが出来る環境が整った住居を提供します。利用者の自主性を尊重することを基本とし、利用者が明るく心豊かで自立した生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、介護予防を主とした余暇活動、社会参加を目的とした地域交流の場の提供、疾病、災害等の緊急時の対応等処遇に万全を期するよう努めるものとします。利用者の自立への援助は、職員が共通認識に基づき一致した対応が重要であるため、職員間の連携強化に努めます。

1 重点目標

- (1) 利用者の健康を維持し、潤いある生活を送るため、サークル等の余暇活動を充実します。

- (2) 感染予防対策をはじめ利用者が安全で快適な生活ができるよう環境整備に努めます。
- (3) 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連絡を密にとり、満床を目指します。

2 サービスの提供

- (1) 相談援助
 - ・入居者間の調整。
 - ・必要に応じて居宅介護支援事業所等と連携
 - ・身体機能に合わせて適切な機関と連携
- (2) 食事の提供
 - ・季節の食材を生かした献立と、栄養所要量を満たした食事
 - ・嗜好による代替食など、入居者の状況に沿った食事
- (3) 入浴
 - ・衛生的な大浴場と小浴場の整備
- (4) 余暇支援
 - ・介護予防を主とした交流を企画・実施
 - ・地域交流の場への参加支援

3 生活の援助

- ・緊急時及び一時的に必要な場合の適切な支援

4 会議等

- ・給食委員会（併設の特別養護老人ホームと一体的に開催）
- ・ケア・グループ合同会議（併設グループホームと一体的に開催）

【9】地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑事業

令和3年4月に開所し4年度目を迎えます。

ユニットケアの理念に基づいた入居者・家族の意向を尊重したサービスの提供に努めます。また、施設が有する機能を地域に開放的・積極的に活用し、地域に必要とされる施設をめざします。

1 重点目標

- (1) 一人ひとりの暮らしの継続を大切に、個別ケアの提供と余暇活動の充実に努めます。
- (2) 多様な介護ニーズに柔軟に対応し、施設全体のケアの標準化を図ります。
- (3) 感染予防対策と健康管理の徹底により、年間利用率95%を達成します。

2 施設サービス計画

- ・「どのように暮らしたいか」を理解し、自律的な日常生活の実現
- ・多職種で話し合い入居者一人ひとり沿ったケアプランを作成

- ・健康状態の変化に対して迅速にカンファレンスを実施

3 介護サービス

- ・個別のケアプランに基づき、入居者自身が有する能力に応じたケアを実施
- ・人権尊重とプライバシー保護に配慮してケアを実施

4 機能訓練

- ・入居者の健やかな生活を送れるよう、その健康状態及び運動能力を把握し、機能及び健康の維持増進
- ・多職種が連携して個別機能訓練計画を作成し、その計画に沿った機能訓練を実施

5 食事サービス

- ・季節の食材を生かした色彩豊かな献立を作成し、適温で必要な栄養所要量を満たしたバランスの良い食事の提供
- ・入居者の栄養状態等を把握し、多職種が連携して栄養ケア計画を作成
- ・食事介助方法等を検討し、安全に摂取できる食事を提供

6 健康管理

- ・入居者の既往歴や現疾病を十分に把握し、常に体調の変化に留意
- ・多職種との連携を密に健康管理の徹底
- ・必要な医療処置・病気の予防・協力医療機関との連携
〈嘱託医の診察〉 内科 週1回（水曜日）
〈歯科医の診察〉 週1回（水曜日）診察は大洞岐協苑医務室
〈健康診断〉 年1回
〈体重測定〉 毎月
〈予防接種〉 インフルエンザ予防接種等

7 看取り介護体制の確立

- ・看取り介護を希望する利用者及び家族のニーズに対応するため「看取り介護指針」を整備
- ・多職種及び主治医等との連携を密にして利用者及び家族等の意向を尊重した看取り介護体制を確立

8 会議等

- ・事業運営の適正及び職員間の連携を図るため、次の会議を開催
〈月1回開催〉 リーダー会議、ユニット会議、給食委員会、入所検討委員会
〈年4回開催〉 虐待防止委員会、事故防止委員会、身体拘束廃止委員会、
感染症防止委員会
〈年2回開催〉 安全対策部門会議
〈年1回開催〉 防災委員会、家族会議

9 運営推進会議の開催

- ・提供するサービスの内容等を公開し、地域に開かれた施設としてサービスの質を確

保することを目的とした運営推進会議を2カ月に1回開催

10 岐阜市高齢者等緊急一時保護事業

- ・岐阜市が実施する事業を受託し、受け入れ体制を確保

11 介護相談員の受け入れ

- ・利用者と施設の橋渡しを目的とし実施する岐阜市介護相談員派遣事業の受け入れをしていきます。

12 地域交流カフェの開催

- ・地域に開かれた施設として、入居者と地域住民との交流を目的とした地域交流カフェを月に1回開催

【10】岐阜市地域包括支援センター東部事業

岐阜市からの受託事業である岐阜市地域包括支援センター東部（以下、「包括東部」という）は、新たに3年間の契約により通算12年度目を迎えます。多問題を抱えた困難ケースが増加しており、各機関と連携し早期に対応します。

また、地域包括ケアシステムの構築のため地域活動へも積極的に参加し、日常生活圏域協議体や地域ケア会議の開催により、地域や関係機関との連携をさらに深めています。「心をつなぐほっとメイト会」「フレイル予防専門職チーム」の活動については、「ほっとカフェ」「フレイル予防教室」を定期開催します。

1 重点目標

- (1) 困難事例など、事例の振り返りや情報共有を積極的に行い、包括全体で対応できるようチームワーク力を高めていきます。
- (2) 時代のニーズに合わせたオンライン方式などを取り入れ、地域や関係機関との途切れない関係づくりに努めます。
- (3) 高齢者のQOL（生活の質）向上と適切なケアマネジメント支援を目的に、重度化防止・自立支援型の地域ケア会議を行っていきます。

2 包括的支援事業等の実施

- ・総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、市と連携して生活支援体制整備事業の推進

3 介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握事業

4 他職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

5 地域ケア会議の実施

6 市が行う在宅高齢者の自立支援につなげる業務

7 指定介護予防支援事業

- ・要支援の認定者及び事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族の希望を踏まえた介護予防サービス・支援計画を作成

8 岐阜市日常生活圏域協議体設置事業（岐阜市より受託）

- ・生活支援等サービスの体制整備に向けて、情報の共有・連携強化の場及び連携協同による資源開発等を行うことを目的とした協議体を設置
- ・住民主体による通所サービス又は訪問サービスの検討、その他の地域住民の自主的な取組による生活支援等サービスの創出を目的とする会議の開催

【11】岐阜市中ブロック機能強化型地域包括支援センター事業

岐阜市の中ブロックに属する地域包括支援センター中央北・中央西・白梅華・島城西・清流・長森・長森南・東部の8か所のセンター業務の円滑な実施を支援する機能強化型地域包括支援センター事業を、岐阜市から新たに3年間の契約により、通算7年度目を迎えます。

各センターの機能を強化すべく、後方支援をはじめ総合調整や助言を行い、センター所属職員の一層高い資質向上を図り、対応力向上を支援します。

1 重点目標

- (1) 各包括がチームオレンジの活動を進めるため、企業を含む他の社会資源との連携や幅広い世代の住民の力を活かす等、地域全体で取り組んでいけるように一緒に検討していきます。
- (2) 中ブロック管理者会を年3回以上行い、各包括の取組状況の確認や課題を共有し、業務の標準化、業務推進に向けた連携を促進していきます。
- (3) 自立支援重度化防止の地域ケア会議が継続的かつ効果的なものとして定着できるよう支援していきます。さらに、日頃の相談業務や地域ケア会議で蓄積された地域課題を整理できるように支援していきます。

2 困難事例に対する支援

- ・センターと各相談支援機関との連携強化を支援
- ・福祉相談窓口連携会議を主催

3 地域ケア会議開催に向けた支援

- ・地域課題を整理、分析、解決に向けた必要な活動を展開できるよう支援

4 認知症サポーターステップアップ研修に対する支援

- ・担当ブロックの認知症サポーターステップアップ研修を年1回以上開催
- ・受講者が地域の見守りの担い手として活躍できるよう支援
- ・受講者相互のネットワーク構築を推進

5 認知症施策推進のための支援

- ・センターの認知症地域支援推進員と連絡会を開催
- ・相談窓口の周知、認知症初期集中支援チームとの連携等、認知症施策の推進に向けた支援の実施

6 広報及び周知啓発に対する支援

- ・センターが作成する機関紙について、センターの広報及び周知啓発を支援

7 各専門職への人材育成に関する支援

- ・センターの職員が行う職種別の研修を支援
- ・経験や専門性に合わせた研修を開催

8 地域包括ケアシステムの構築、推進に関する支援

- ・事業の円滑な運営を行うため、機能強化型センター連絡会を運営
- ・地域課題にどう取り組むのか管理者会を開催し、情報交換や意見交換の実施

【12】介護付有料老人ホーム日野岐協苑事業

(地域密着型特定施設入居者生活介護)

岐阜城を仰ぎ見る長良川の畔にある良好な環境にて、利用者には安心と安らぎのある暮らしが提供できるよう支援に努めます。また地域との関わりを密にし、地域に頼られる施設をめざします。

利用者及び家族の意向を尊重したケアを実施します。特に看取り介護は主治医や訪問看護と連携し丁寧な対応を行います。

1 重点目標

- (1) 満床の状態を保つことができるよう、入居希望者や居宅事業所と連携を深めます。
- (2) 職員の職場定着率の向上のため、職員とのコミュニケーションを密にします。
- (3) 感染症の再発防止に努め、継続して看取り介護を丁寧に行います。

2 介護サービス

施設サービス計画に基づき適切なサービスの提供を行います。

- ・1週間に2回以上の入浴または部分浴や清拭の実施
- ・身体状況に合わせた排泄支援と、自立に向けた排泄方法の検討
- ・口腔ケア、離床、更衣、整容等の支援
- ・整理整頓に努め、室内の換気や温度調節に注意を払い、衛生的な環境を提供

3 機能訓練

- ・利用者の健康状態及び運動能力を把握し、個別機能訓練計画を作成
- ・毎日の健康体操としてラジオ体操や嚙下体操を継続して実施

4 食事サービス

厨房委託業者と連携し衛生面の徹底・技術の向上を図り、安心安全な食を提供いたします。

- ・摂取状況等を把握し、他職種が連携を図り適切な食事を提供
- ・週1回の朝食はご飯又はパン、牛乳（温か冷）又はヤクルトを選択
- ・年8回イベント食やデモクックを行い、見た目のおいしさや季節感、調理の臨場感

を感じてもらえる食事を提供

- ・月2回選択できる昼食を、また喫茶（週3回実施）やお抹茶（月1回実施）、手作りおやつ（不定期実施）等、嗜好選択の機会を提供

5 看取り介護の実施

- ・看取り介護指針に基づき本人及び家族等の意向を尊重したケアを実施
- ・住み慣れた環境で馴染みある利用者と職員に囲まれ、心穏やかに余生を過ごせるよう支援
- ・主治医や訪問看護と連携し、家族との情報共有及び心のケアの提供

6 健康管理

日頃から利用者の健康管理に努め、主治医及び家族等と連携を図り、必要に応じ専門の医療機関を受診する。救急時は看護師を中心に協力医療機関と連携し速やかに対応します。

〈在宅療養支援診療所の診察〉 内科 月2回 （状態に応じて臨時往診あり）

〈健康診断〉 年1回

〈体重測定〉 毎月

〈予防接種〉 不定期

7 余暇支援

- ・利用者のニーズに合わせた個別又は集団での行事、サークル、創作活動を提供

8 空床の短期利用

一定の要件を満たす特定施設については、家族介護者支援を促進する観点から特定施設の空床における短期利用が可能であり、日野岐協苑はその指定を受けています。空床状況に応じ、短期利用の相談にも柔軟に対応します。

9 会議等

- ・事業運営の適正及び職員間の連携を図るため次の会議を開催

〈月1回開催〉 リーダー会議、行事委員会、給食委員会、介護力向上委員会、
事故・感染・拘束防止委員会

〈年6回開催〉 運営推進会議

〈年2回開催〉 利用者懇談会

〈年6回開催〉 介護職員会議

【13】日野岐協苑短期入所生活介護事業（ショートステイ）

利用者家族や関係事業所と連携を深め、在宅生活の維持と自立支援に貢献。またその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

1 重点目標

- (1) ケアを熟知した職員を多く育成し、人員の安定化を図ります。
- (2) 年間平均利用率88パーセントをめざします。

(3) 利用者、家族のニーズを充足する為に、関係各所との連携を深めます。

2 介護サービス

- ・個別の居宅サービス計画に基づき適切なサービスの提供

3 機能訓練

- ・利用者が在宅生活を継続できるよう希望に応じた機能訓練を提供

4 食事サービス

- ・摂取状況を把握し、他職種が連携を図り適切な食事を提供
- ・週1回の朝食は、ご飯又はパンの選択方式の実施
- ・年8回イベント食やデモクックの実施

5 健康管理

利用中の健康管理に努め、ケアマネジャー、主治医又は嘱託医、家族等と連携を図り、必要に応じ専門の医療機関を受診する。救急時は看護師を中心に協力医療機関と連携し速やかに対応

6 生活相談

- ・生活相談員をはじめ職員が日常生活に関する事等の相談対応
- ・状況に応じて緊急時の受入れにも対応

7 送迎サービス

- ・送迎の実施地域を岐阜市全域とし、それ以外の地域に関しても相談に応じて対応
- ・利用者や家族の希望に添った送迎時間を可能な限り対応

8 余暇支援サービス

- ・年間を通して併設の有料の行事やサークルに参加
- ・利用者の興味や関心のある活動の提供